

川崎市鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金交付要綱

平成26年3月31日市長決裁

25川ま交政第377号

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道駅舎におけるホームドア、可動式ホーム柵、その他のプラットホームから鉄道利用者の転落等を防止するための施設（以下「ホームドア等」という。）の整備に対して、川崎市が行う補助に関して必要な事項を定め、当該整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的とする。

2 本件補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21規則第7号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者、又は軌道法（大正10年法律第76号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受けて運輸事業を営業者をいう。

3 この要綱において「補助事業者」とは、前項に定める鉄道事業者のうち、本要綱に基づき、補助事業を行う者をいう。

4 この要綱において「鉄道駅バリアフリー料金制度」とは、軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第21条第2項第4項、又は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号の規定に基づき、利用者の円滑な移動及び施設の利用のために設けられる設備による安全かつ円滑な運送の確保に係る料金を鉄道事業者が国土交通大臣に届け出て、利用者から徴収する制度をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において鉄道事業者がプラットホーム上に整備するホームドア等の設置に関する事業とする。ただし、市長が必要性を認める鉄道駅舎にホームドア等を設置する事業においてはこの限りではない。

2 補助の対象となる経費は、ホームドア等製作、ホームドア等設置及びこれに係る付帯工事に要する経費とし、ホームの補強工事に係る経費等は含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 本市が交付する補助金の額は、補助対象事業に要する経費の1/2を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象事業に要する経費には消費税及び地方消費税を含まない。また、補助額は千円未満切捨てとする。

3 鉄道駅バリアフリー料金制度と本補助制度を併用する場合、鉄道駅バリアフリー料金制度により徴収した料金のうち補助対象事業に充当する額と県の補助金の額及び本市の補助金の額が重複していないものとする。

(事前申請)

第5条 補助を受けようとする者は、ホームドア等を設置しようとする駅の事前整備計画書(第1号様式)を作成し、まちづくり局長に提出しなければならない。

2 前項の事前整備計画書の提出は、原則として補助対象事業年度の前年度の6月末日までに行わなければならない。

3 補助を受けようとする者は、川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年7月1日川崎市条例第36号)第15条に基づく事前協議の手続きを行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金交付申請書(第2号様式)を用いなければならない。

2 補助金規則第3条第2項第1号に規定されている事業計画書は第2号様式の2を用い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事関係図面

(2) 工事費等見積書

(3) 補助対象施設仕様書

(4) その他申請に必要な書類

3 補助金規則第3条第2項第2号に規定されている補助事業に係る収支予算書は第2号様式の3を用いなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 補助金規則第6条の規定による補助金交付決定の通知は、鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第7条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内の日とする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項第3号の規定による変更の承認申請を行う場合は、鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金に係る補助対象事業内容変更承認申請書(第4号様式)を用いなければならない。

2 補助事業者は、補助金規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認申請を行う場合は、鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金に係る補助対象事業(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を用いなければならない。

(事業内容の変更承認)

第10条 前条の規定に基づく補助対象事業の変更、中止及び廃止を承認したときは、補助金の額を変更することができる。

2 前項の規定により、補助金の額を変更した時は、鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金に係る補助対象事業(変更・中止・廃止)承認通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定により、市長から報告を求められた補助事業者は、状況報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、前項の様式に、その理由を付して、事業年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による報告をした補助事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について、次事業年度の8月末日までに、第1項の様式を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金規則第11条の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 鉄道駅舎ホームドア等整備完了届(第8号様式)

(2) 収支計算報告書(第8号様式の2)

2 補助金規則第11条に基づき市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類及び各年度の補助事業の内容を考慮し、市長がその都度定めるものとする。

(1) 検査済証又はこれに類する書類の写し

(2) 工事費精算書

(3) 工事完成写真

(4) その他事業の完了を証するために必要な書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 補助金規則第12条の規定による補助金等の額の確定等の通知は、鉄道駅舎ホームドア等整備完了検査済及び補助金額確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の請求は、鉄道駅舎ホームドア等整備促進事業費補助金交付請求書(第10号様式)により行わなければならない。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿を備え、次項で定める期間保存しなければならない。

2 前項で規定する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める取得財産に係る耐用年数の期間(以下「省令に定める期間」という。)とする。

(管理方法に関する協議)

第16条 補助事業者は、補助を受けて設置した施設の適正な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めた場合は、これに応じなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第17条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、第15条第2項の省令に定める期間とする。

2 補助事業者は、前項に定める期間内に第1条に定める目的に反することなく財産の処分をしようとするときは、あらかじめ鉄道駅舎ホームドア等整備事業に係る財産処分協議申請書(第11号様式)を用い、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の協議を受けたときは、1か月以内に財産処分の可否について申請者に通知するものとする。

4 補助事業者は、第2項に定める期間を超過して、財産の処分をしようとするときは、あらかじめ鉄道駅舎ホームドア等整備事業に係る財産処分届（第12号様式）を用い、市長に届出を行わなければならない。

（取得財産の名義書換）

第18条 補助事業者は、取得財産について、名義を書き換える場合には、事前に文書により市長に報告し、承認を受けなければならない。また、名義書換えにより新たに財産を取得する者は、この要綱に規定する事項を守らなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（事前申請の省略）

2 平成26年度に行われる補助対象事業については、第5条第1項及び第2項の規定に基づく事前申請を省略することができる。

（施行期日）

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に第6条の交付申請をした者に適用する。

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後に第6条の交付申請をした者に適用する。

5 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、施行日以後に第12条の実績報告をした者に適用する。